

# 第IV章

---

特定健康診査・  
特定保健指導の  
データ管理

# 1

## データ管理の基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導のデータ管理については、国の基準により標準的な電子的標準様式による電子データ化が定められています。また、多くの市町村や国民健康保険組合は、国民健康保険中央会が開発する特定健診等データ管理システムを活用してデータ管理や費用決済を行っています。

葛飾区においても、国民健康保険加入者情報等の事業実施に係る情報を電子データ化して送受信や保存を行い、データ管理の効率化に努めています。このため葛飾区では、特定健康診査・特定保健指導のデータ管理や費用決済を東京都国民健康保険団体連合会に委託しています。

また、葛飾区から特定健康診査・特定保健指導を受託する医療機関についても、特定健康診査や特定保健指導のデータを電子的標準様式により、東京都国民健康保険団体連合会へ提出しています。

なお、特定健康診査や特定保健指導の結果データ等は事業の評価や改善等に向けた資料としても有効に活用していきませんが、受診者の利益を最大限に保障するため、データの取り扱いに関して個人情報の管理を適正かつ厳格に行っています。

# 2

## 個人情報保護対策

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る情報は、個人の健康に関する情報が集まっていることから、極めて慎重に取り扱う必要があります。このため、これら情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等や葛飾区個人情報の保護に関する条例に基づき適正かつ厳格に実施しています。

また、特定健康診査・特定保健指導を受託する医療機関についても、同様に取り扱うものとするとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

## 3

### データの管理方法・保存期間

特定健康診査・特定保健指導のデータは、効率的に管理していくため、原則として電子データによる管理とし、データの保存期間は国の定める5年間とします。

また、データ管理及び保存を東京都国民健康保険団体連合会に委託しています。

## 4

### 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

#### 1 データ収集の必要性

国民健康保険に加入している人で、区で実施する特定健康診査を受診せずに自ら人間ドックを受けたり、職場での健康診査を受診したりした人等についても、特定健康診査に必要な健診項目を受けていれば、そのデータを活用することによって、必要がある人には特定保健指導へとつなげていくことができます。また、それらの人々の実績も特定健康診査の実績として国に報告する必要があります。

そこで葛飾区では、特定保健指導が必要な人の利用機会を失わないようにするとともに、特定健康診査の実績を正しく国に報告できるようにするため、他の健康診査を受診した人の健診結果データを収集しています。

#### 2 データの収集方法

毎年5月下旬に特定健康診査の対象者全員に送付する、受診券及び受診案内等の機会を利用して、他の健康診査を受診した人に健診結果の写しを区に提出してもらえるように協力を依頼しています。

また、広報紙などを活用して趣旨の周知や提出の案内を行います。

## 5

## データの提供・受領の考え方

特定健康診査・特定保健指導のデータは個人の健康に関する情報が含まれており、慎重に取り扱う必要があることから、原則として保険者間のデータ移動は行いません。

ただし、葛飾区国民健康保険の加入者が異動等により保険者を替えた場合で、新保険者が健康管理の面から過去の健診データを必要とし、かつ、新保険者が過去のデータを管理するとともに保険者間のデータの移動について本人の同意がある場合に限り、当該データを新保険者に提供します。なお、その場合に必要となる送料等の経費については、提供を希望する新保険者の負担とします。